

特定非営利活動法人エンパワメントかながわ 個人情報保護に関する規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人エンパワメントかながわ（以下「エンパワメントかながわ」という。）が保有する個人情報の取り扱いについて基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

第2条（適用範囲）

この規程は、エンパワメントかながわの雇用契約者、業務委託契約者、及び学生ボランティアのすべての者（以下、「エンパワメントかながわ構成員」という。）に適用する。その職を退いた後も同様とする。

第3条（定義）

この規程において、「個人情報」とは、生存する個人に関する情報（氏名、郵便番号、住所、Eメールアドレス、電話番号、生年月日、性別、顔画像等、個人を識別出来る情報、及び個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実、判断、評価を表す情報）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、これにより特定の個人を識別することができるものを含む。）をいう。なお、記録される情報の形態や、情報処理の形態は問わない。

第4条（責務）

- 1 エンパワメントかながわは、個人情報保護に関する法令又は条例（以下「法令等」という。）を遵守するとともに、実施するすべての事業を通じて個人情報の保護に努めるものとする。
- 2 エンパワメントかながわの雇用契約者、業務委託契約者、学生ボランティアのうち、職務上個人情報を取り扱う者（以下、「個人情報取扱者」と言う。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第5条（取り扱い業務の範囲）

個人情報取扱者は、個人情報を取り扱うに当たりその利用の範囲を、以下のとおりとする。

- (1) エンパワメントかながわの事業における人員の登録や管理に関わる業務。
- (2) 郵便物の発送業務。
- (3) イベントその他の活動に関する情報の告知。

第6条（体制の整備）

- 1 エンパワメントかながわは、個人情報管理体制の整備のため、個人情報の適正な取り扱いを行う責任体制の確立に努める。
- 2 エンパワメントかながわは、個人情報の適正管理のため個人情報管理者、情報管理責任者を定め、事務局における個人情報の適正管理に必要な措置を行うものとする。
- 3 エンパワメントかながわの理事長を個人情報等の取扱いに関する最高責任者とする。

第7条（取得の制限）

- 1 個人情報取扱者は、個人情報を取得するにあたり、当該個人情報の利用目的を明示するとともに、適正、かつ公正な手段により取得しなければならない。
- 2 思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、取得してはならない。ただし、法令等に定めがある場合、又は個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要、かつ欠くことが出来ない場合は、この限りではない。

第8条（本人からの取得）

個人情報は、原則として本人からのみ取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人又は法定代理人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人又は法定代理人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 所在不明、その他の事由により、本人から取得することができないとき。
- (6) 争訟、選考、相談事業等の事業で本人から取得したのではその目的を達成しないと認められるとき、又は事業の性質上本人から取得したのでは事業の適正な執行に支障が生じると認められるとき。

第9条（利用及び提供の原則）

個人情報取扱者は、個人情報を取得した際、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表しなければならない。

第10条（個人情報の第三者提供）

個人情報取扱者は、個人情報を取得した際に通知又は公表した目的の範囲を超えて、個人情報を利用し、又は第三者に提供をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人又は法定代理人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人又は法定代理人の同意を得ることが困難であるとき。

第 1 1 条（正確性の確保）

個人情報取扱者は、個人情報を正確且つ最新の内容に保つよう努めなければならない。

第 1 2 条（安全性の確保）

- 1 個人情報管理者は、エンパワメントかながわが保有する個人情報について、施錠管理、アクセス権の制限、外部からの不正アクセスの防止等の、必要かつ合理的な安全管理対策を行わなければならない。
- 2 エンパワメントかながわ構成員は、個人情報管理者の承認なく、個人情報を外部に持ち出し（電磁的記録として第三者に送信する場合を含む）、公表・公開し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 エンパワメントかながわ構成員は、個人情報管理者の承認なく、個人情報を取引先、委託先等、外部に開示又は提供してはならない。
- 4 個人情報管理者は、エンパワメントかながわ構成員に対し、個人情報の内部規程等の周知を図るとともに、研修等を実施しなければならない。
- 5 この規程に違反する事実又は違反するおそれがあることに気づき発見したエンパワメントかながわ構成員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

第 1 3 条（個人情報の委託処理に関する措置）

個人情報取扱者は、個人情報の情報処理を外部業者等へ委託をすることができる。この場合、外部業者等と個人情報の保護を図る規定を定めた業務委託契約書、又は覚書等の締結を義務付けるとともに、組織的・人的・物理的・技術的な安全管理措置が客観的に講じられている外部業者等でなければ委託をしてはならない。

第 1 4 条（自己個人情報の開示）

個人情報取扱者は、当該個人情報の本人から個人情報開示の申出があった場合は、当該個人情報により特定される本人からの申出であることを確認の上、開示に応じなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 法令等の定めにより、本人に開示をすることができないとされているとき。
- (2) 開示をすることにより、第三者の正当な利益を損なうおそれがあるとき。
- (3) 研修、監査、交渉、協議、争訟等に関し、事務局が独自に付与した個人情報であって、開示しないことが適当であるとき。

第15条（個人情報の利用または提供の中止）

個人情報取扱者は、当該個人情報の本人から個人情報の利用または提供の中止の申出があった場合は、当該個人情報により特定される本人からの申出であることを確認の上、これに応じなければならない。

第16条（個人情報の消去または廃棄）

個人情報管理者は、エンパワメントかながわが保有している個人情報について、保有の必要がなくなったものについては、復元不可能な方法で、かつ速やかに消去し、又は廃棄しなければならない。

第17条（苦情および相談についての対応）

個人情報管理者は、個人情報の取り扱いに関する苦情及び相談について必要な体制整備を行い、苦情及び相談があった場合は、適切、かつ迅速な対応に努めなければならない。

第18条（罰則）

- 1 この規程に違反した場合、契約書又はエンパワメントかながわが定めている個人情報保護規定に従って、処分の対象となる場合がある。
- 2 故意又は、過失によりこの規程に違反し、エンパワメントかながわに損害を与えた場合は、これによってエンパワメントかながわに発生した損害の賠償を請求する場合がある。

付 則

この規程は、2021年12月8日から施行する。